

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 内村鑑三不敬事件：その思想史的考察   |
| Sub Title        | The lesè-majesté affair of Kanzo Uchimura : an unyielding strife for liberty of conscience  |
| Author           | 鷺見, 誠一(Sumi, Seiichi)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1970  |
| Jtitle           | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.10 (1970. 10) ,p.291- 315   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 潮田江次先生追悼論文集   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0291">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0291</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 内村鑑三不敬事件

—その思想的考察—

鷲見誠一

- 一、問題の所在
- 二、国家権力による道徳の独占
- 三、事件の発生—その経過と意義—
- 四、事件をめぐる対立的思想
- 五、「時」のあとに—結語にかえて—

## 一、問題の所在

政治思想においては洋の東西を問わず、「個と全体」、「宗教と政治」が重要な問題として扱われてきた。ヨーロッパ政治思想の流れにおいては、この問題は先ずローマ帝国内のキリスト教徒迫害として端的に現われ、以後時代の変遷とともに、宗教と政治の各領域は適切な距離を置かれ、信仰の自由、良心の自由が理念として確立された。

周知の如く、近代日本においては明治後期から昭和二十年八月十五日の間、神格化された天皇が政治的・社会的・道徳的

領域に君臨した。かかる状況下において、自己の精神領域を思想、信仰、良心の名の下に守ろうとした数多くの人々が存在したことは言をまたない。

天皇神格化に対する抵抗を問題とする時、明治二四年の内村鑑三不敬事件は初源的な形ではあるが、大きな意義を有するものである。内村はこの事件において、良心・信仰の自由に関する理念を理論的に構成したわけではない。しかしそれにもかかわらず、この事件において内村は天皇神格化を原理的に否定したのである。この観点に立つ時、この事件の含む思想史的意義は大きいといわねばならぬ。

本稿において、我々は、後に神格化されて国民精神を内縛した天皇制の宗教的・道徳的原理の萌芽的存在を明らかにする。更に、それに対する原理的否定としての内村の宸署礼拝拒否（正確には「躊躇」）の思想的意義を探り、最後に、この事件をめぐって沸騰した対立的思想を述べて当時の思想状況を垣間見たいと思う。

## 二、国家権力による道徳の独占

明治維新は天皇によつて主体的に達成された政治的変革ではなく、岩倉、木戸、大久保その他の人々によつて展開・成就されたものであるというまでもない。この政治変革過程において、武力で他を圧倒する程に強大な権力保有者もあるいは又日本国民全てを自己の前に跪拝せしめるカリスマ的指導者も発生しなかつた。かかる歴史状況の必然として建国の統一・単一的主体が存在しないことによる政治の混乱が存在した。結論的にいえば、かかる統一的要素を有するものとして天皇制が用いられたのである。

明治藩閥政権の担当者にとつて、自己に対抗する政治勢力（自由民権運動）に対して自己の所有する支配権に、如何なる形式の正当性を附与するかが緊急の問題であつた。

権力を正当化するものは、権力を超越した、より普遍的なものでなければならぬ。日本においては、政治権力の正当性を基礎づける普遍的概念が存在しなかつた。歴史的には、仏教思想中の諸理念は支配の正当化に関して機能せず、儒教思想も既存政治権力の補強には機能しても、「天命による革命」の理念は日本に定着しなかつたと解してよいであろう。支配の正当化に関して、日本で優位を占め続けてきたものは「血統」であつた。<sup>(1)</sup> 換言すれば血統を保持した「家」であつた。この「家」観念あるいは「家指向的」情緒は、祖先崇拜と家父長的権力者観を内包してきた。ここには、昔から存在する秩序と支配権力を神聖とみなす信念・情緒が存在する。

以上の如き「伝統的支配」の伝統が存在する日本において、最優位の「家伝統」は「万世一系の皇統」を保持しているのみなされていた天皇家であつた。それ故、支配の正当性を附与するものとして、天皇制が政治の前面に押し立てられたのである。明治の政権担当者達は国民の統合契機としてこの天皇制を活用したのである。天皇を支配の頂点とする国家形態を「国体」という。この国体観念は、明治期に捏造されたものではなく、日本史上、脈々たる伝統を有してきた。国体観念の内容は、単なる政治的観念ではないために無限に豊富な要素を有するものではあるが、本稿の意図に関する限り次の要素が注目されなくてはならぬ。つまり、国体は単なる国家形態であるばかりでなく、国家の体質となつている精神的なものであり、且つ国民の宗教的心理と民族的自覚によつて構成された国民道徳的観念でもある。あるいは又、国体を、万世一系の天皇の統治の下に全国民がひとつの家族の如く和合し合う君民一体の関係から生じたものと規定することもできる。これは、いわゆる「家族国家観」である。

明治二年二月二〇日、天皇は「奥羽人民告諭」<sup>(2)</sup>を頒発した。その中において、天皇は「天照皇大神宮様の御子孫様ニシテ……日本国ノ父母ニマシマス」と宣言し、自らが日本国の父母であることを強調した。<sup>(3)</sup> そして更に「神州風儀外国ニ勝レタリト云ハ太王夫孫此国ヲ關キ給ヒ倫理ヲ定給ヒシヨリ」(傍点筆者)と述べて、天皇の祖先達しかも神の子孫が日本の倫理を定

立したが故に、日本が外国よりも優秀であると宣揚する。天皇家祖先による日本国の倫理定立という観念は、本稿の意図するところから、極めて重要な意味を有する。続いて、天皇制の正当性を伝統に依拠させ、しかも天皇と国民との間も単なる冷い支配関係ではなく、温い恩義の関係として国民の前に提示する。

「外国ノ如ク国モ度々世ヲカヘテ請タル恩モ二代カ三代カ君主ノ因モ百年カ昨日ノ君ハ今日ハ仇今日ノ臣下ハ明日ハ敵トナルヤ  
ウナル浅間敷事ニアラス開闢以來動キナキ皇統開闢以來カハラサル下民ノ血縁ナレハ上下ノ恩義弥厚ク益深シ是即万国ニ勝レシ風儀ニシ  
テ夫孫立給フ御教君臣ノ大義ト申モ此事ナリ」。

ここにおいては、徳川幕府たる既存の政治秩序を破壊して、全く新しい政治体系、それも明確な展望、政治計画を有さぬ体系を模索しつつ、今後の政治への希望が述べられたものとも考えられる。「昨日ノ君ハ今日ハ仇」、「今日ノ臣下ハ」明日は主君の寝首をかく敵となるといふ事柄は、なにも外国の事例ではなく二、三百年前の日本の現実であつた。むしろ、あの様な理想像の訴えに対して民衆に共鳴する基盤があると為政者を考えせしめた事実（文化的伝統）が重要である。

藩閥政権の担当者は自己の権力の座を正当化させ安定させるためには、天皇制を擁立する以外に方法は無かつた。天皇制を政治の前面に押し立てるためには、国体観念を活用することが有効であつた。この国体観念を政治関係で説明・弁証するために、家族国家観を必要とした。かかる支配のイデオロギーを国民自身の内面に植えつけ、国家への忠誠心を引き出すためには、様々の次元において各種のイデオロギー操作、感情移入等が必要であつた。そのために国家官吏が各地方にあつてかかる線に沿つた教化をなすことが義務づけられたのは当然のことながら、民衆自身の胸中における「家」観念と「国」観念を一体のものとして連結することが先ず第一に必要であつた。

民衆にとつて「家」は運命共同体とみなされた故に一体感・帰属意識の対象として明確に存在した。民衆が家と同様「国」を運命共同体とみなし、その結果彼等が家に対すると同質の帰属意識・忠誠心を国・天皇にも抱くために、支配者側は次の

如きイデオロギー操作でもつて民衆の側に働きかけた。第一には、天皇家が日本国を開き、あたかも家父が家族全員になした如くに代々日本国民に恩愛を傾けたとして、皇室を民衆（家）の側に親近させたこと。第二に、家にまつわる固有信仰たる祖先崇拜を利用したこと。この利用において、天照大神は天皇家の皇祖神（天照皇大神）にしたてられ、全ての神々の大本の神となつた。かくてその万世一系の子孫としての天皇は民衆の「父母」（奥羽人民告諭）あるいは大御親として、自分達の祖先の霊を拝する民衆の心情に家父長として侵入した。換言すれば、民衆の祖霊信仰（祖先崇拜）を天皇制は自己の皇霊信仰に天孫降臨神話の体系にくり込み、系列化しようとしたのである。同時に、政治的權威を保有するために、天皇は「神聖にして侵すべからざる存在として聖別され、民衆から無限の距離に置かれた。かくて天皇神格化への萌芽がここに生じた。<sup>(5)</sup>

第三には、天皇家の先祖代々が「倫理ヲ定給」うたとして、国民の通俗道徳をも天皇制の枠内に吸収したこと。これによつて「家」道徳は新しい意味と体系を附与され「国」道徳即ち忠君愛国の内部に包含された。この象徴的結晶が教育勅語である。本稿において重視さるべきは、内村のいわゆる「不敬」行為が天皇神格化を原理的に否定した点で第二の要素、国民道徳に関して天皇に発言権が存在するという伝統が日本に底流としてある点で第三の要素、これである。

さて、明治二十二年六月、天皇御臨席の下に開催された、帝国憲法草案審議のための枢密院において、議長伊藤博文は審議に先立ち憲法制定の根本精神に関する自己の所信を表明した。

已ニ各位ノ曉知セラル、如ク、欧州ニ於テハ当世紀ニ及ンテ憲法政治ヲ行ハサルモノアラスト雖、是レ即チ歴史上ノ沿革ニ成立スルモノニシテ、其萌芽遠ク往昔ニ発カサルハナシ。反之我國ニ在テハ事全く新面目ニ属ス。故ニ今憲法ノ制定セラル、ニ方テハ先ツ我國ノ機軸ヲ求メ、我國ノ機軸ハ何ナリヤト云フ事ヲ確定セサルヘカラス。機軸ナクシテ政治ヲ人民ノ妄議ニ任ス時ハ、政其統紀ヲ失ヒ、國家亦タ随テ廃亡ス。苟モ國家カ國家トシテ生存シ、人民ヲ統治セントセハ、宜ク深く慮リテ以テ統治ノ効用ヲ失ハサラン事ヲ期スヘキナリ。抑、歐洲ニ於テハ憲法政治ノ萌セル事千余年、独リ人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス、又タ宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ、深ク人心ニ浸潤シテ、人心此ニ帰一セリ。然ルニ我國ニ在テハ宗教ナル者其力微弱ニシテ、一モ國家ノ機軸タルヘキノナシ。仏教ハ一タヒ隆

盛ノ勢ヲ張り、上下ノ人心ヲ繋キタルモ、今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ。神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト雖、宗教トシテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ。我國ニ在テ機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ。是ヲ以テ此憲法草案ニ於テハ専ラ意ヲ此点ニ用ヒ、君憲ヲ尊重シテ成ルヘク之ヲ束縛セサラン事ヲ勉メリ。……乃チ此草案ニ於テハ、君權ヲ機軸トシ、偏ニ之ヲ毀損セサランコトヲ期シ、敢テ彼ノ歐洲ノ主權分割ノ精神ニ抛ラス（傍点筆者）。（清水伸「帝國憲法制定會議」〔岩波書店・昭和十五年〕八八頁以下。）」

伊藤は民権運動に対する闘争を通して、国民的統合の契機なく且つその統合要素を把握することなければ政權は如何に弱体であるかを承知していた。各国憲法研究のためにヨーロッパを視察した彼が、それぞれの国において国民生活の根本・統合要素として宗教キリスト教が機能している事実を洞察したことは、彼の慧眼といつてよいであろう。ひるがえつて日本の状況を観察すれば、仏教はかつて隆盛をほこつたものの、維新に際し、新しい状況に自らの教義を適用する力すら失つて目安箱に邪教（キリスト教）取締りを國家權力に要望する建白書を出す程に「衰替ニ傾キ」、利用するに耐えない。又「神道ハ祖宗ノ遺訓」ではあるが「宗教トシテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ」い故に、国民的統合の要素とはなり得ないと判断された。

ここで伊藤は、「我國ニ在テ機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ」と断定したのである。もつとも、天皇及びそれを中核とする国体を近代日本の統合契機にしよとすの発想は、伊藤以前の幕末の思想の中に存在したし、藩閥政府を批判した自由民権運動家すら、その私擬憲法草案に明記していた。客観的にみても、当時の日本の政治的・思想的状況下において国民的統合をなし得るものは天皇制のみであつた。

かくて天皇制は政治的主権者として侵すべからざる万能の君權を有して国民の前に屹立すると同時に、欧米文化の「機軸」であつたキリスト教と同じ機能を果すべく運命づけられたのである。伊藤の主観的意図がどの様なものであれ、天皇制は宗教的・倫理的粉飾をほどこされて、以後の歴史に展開していった。つまり、天皇制が「統治ノ効用」のために日本国の

「機軸」として政治的・社会的次元で確立され利用（為政者によつて）されればされる程、前述した如き伝統の底流として存在し続けてきた天皇の神的・倫理的 성격が客観的に、明確化され体系化されざるを得なかつたのである。伊藤がたとえ主観的には意図しなかつたとしても、以後、天皇を中核とした国体は、非宗教的宗教として発展し、魔術的な力を発揮し「統治ノ効用」を大いに高めたのであつた。

さて、教育勅語成立の要因には、混乱した教育界に対する指針の要求、復古主義・儒教思想の復活等も挙げられるが、何よりも先ず次の二つが重視されなければならぬ。ひとつは「共同体秩序の再編を政治の面で直接に担当していた地方官のプレッシャー」<sup>(9)</sup>である。他は、明治一二年の「教学聖旨」を端緒とする、明治天皇自身の徳育に関する強い関心である。これなくしては、如何に地方官の圧力が強力であつても教育勅語は勅語として成立することはなかつたであろう。

明治二三年二月に内務省は地方官會議を召集し、ここに集つた各県の知事は民心の乖離、確固たる教育方針の欠如に議論を集中させ、「唯一つ何等か道徳上の大本を立てて民心を統一せんことを」<sup>(10)</sup>一致して認めた。ここでは市民社会の自生的な道徳による民心の秩序が要望されているのではなくして、為政者が積極的に倫理規範を提示して民心を統一し、自己の政治的任務の達成をはかろうとしているのが明白である。そしてこの「道徳上の大本」として求められたものが、我国に固有の倫理である孔孟の教えであることはいふまでもない。

しかし、地方長官會議は徳育の基本方針を必要とはしたが、教育勅語そのものを要請したものでないことは注意を要する。<sup>(11)</sup>

榎本に替つて明治二三年五月に文部大臣になつた芳川顕正は、天皇から直接、教育上の基礎となる「箴言」を編さんするよう命令された。これは異例な事であり、如何に明治天皇自らが倫理規範の確立に熱意を有していたかが解かるであろう。



芳川は、時の帝国大学文科大学教授の中村正直に文部省案として箴言を作成させた。これを一読した法制局長官井上毅は「文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ス」としてしりぞけ、天皇の侍講元田永孚の意見を入れつつ自から勅語作成の立役者として現われてくる。

明治七年あるいは八年に書かれたと推定される「歐洲模倣ヲ非トスル説<sup>(14)</sup>」において、井上は「凡ソ宗教ノ進歩ハ知識ノ進歩ト常ニ反対ノ徵候アリ……」として宗教に冷淡な態度をとりつつも、政治に対する宗教の影響力に関しては「政治」の側から警戒の目をもつて眺めることを怠らなかつた。

一旦政権ヲ以テ宗教ヲ左右スレハ再ヒ宗教ノ為ニ政権ヲ左右セラルルナリ……若シ我政府ニテ一タヒ宗教ニ干渉セハ往時白河法皇ノ給ハセシ御心ノ儘ナラスハ賀茂川ノ水山法師ノ一言ハ早晚政治家ヲシテ之ヲ発セシムルノ時アルヘシ豈ニ畏レサルヘケンヤ

ここにおいては、伝統的な宗教と政治の癒着は認められず、事態に関する政治家<sup>(15)</sup>国家主義者<sup>(16)</sup>の目覚めた意識が存在するといえる。かかる傾向は一段と高まつて「教育勅語ニ付総理大臣山県伯へ与フル意見<sup>(15)</sup>」に顕在することとなつた。

被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候衷ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ候テ両三日来苦心仕候其故ハ

第一此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ天生<sup>(17)</sup>聰明<sup>(18)</sup>為<sup>(19)</sup>之君<sup>(20)</sup>為<sup>(21)</sup>之師<sup>(22)</sup>トハ支那ノ旧説ナレトモ今日ノ立憲政体ノ主義ニ從<sup>(23)</sup>ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ<sup>(24)</sup>英國露國ニテハ宗旨上國教主義ヲ<sup>(25)</sup>存<sup>(26)</sup>シ君主自ラ教主ヲ兼ネルハ格別<sup>(27)</sup>別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ

陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同シカラズ

第二此勅語ニハ敬<sup>(28)</sup>天尊<sup>(29)</sup>神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ

第三此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スヘシ道之本源論ハ唯々專門ノ哲学者ノ穿鑿ニ任スヘシ決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ

第四此勅語ニハ政事上ノ臭味ヲ避ケザルヘカラズ何トナレバ時ノ政事家ノ勅告ニ出テ

至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ

第五漢字ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラズ

第六消極的ノ礙愚戒ノ惡之語ヲ用ウヘカラス君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク淺薄曲悉ナルヘカラズ  
第七世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ

此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ實ニ十二樓台ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ズ如是勅語  
ハムシロ宗教又ハ哲學上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ  
至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ感激スル者少カルヘシ生ノ考察ニテハ兩ツノ方法アリ

甲ハ文部大臣マテ下付セラレ世ニ公布セズ

乙ハ演說ノ体裁トシ文部省ニ下付サレズシテ學習院カ又ハ教育會へ臨御ノ序ニ下付セラル(政事命令ト區別ス)  
別紙ハ右乙ノ積ニテ試草仕候余リ簡短ニ過キ候歟ナレトモ王言如レ玉ハ只タ簡短ニ在リト奉存候

猶高教ヲ奉仰候テ更ニ再稿可仕候

六月廿日

山県伯閣下

頓首

毅

この書簡が雄弁に語つてゐる如く、開明官僚としての井上は、君主が国民各自の良心の自由を干渉することを不可とした。<sup>(16)</sup> それ故、彼は教育勅語を一般の政治上の勅語と區別して、勅語下付の手續にまで細かく配慮してゐる。しかも彼は「道之本源論ハ……決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ」ものではない故に哲學上の理論を勅語から排した。この点は、元田の国教思想とは対立する点である。

しかし、哲學上、宗教上の論争の対象とならぬために、勅語は倫理規範形式のみを内容とされた。この形式主義の故に、井上の起草した勅語案は元田の国教思想と妥協が可能であり、あるいは又全ての係争から超越して国民全体に受容されるが如き觀を呈したのであつた。例えば事件の当事者である内村鑑三すら「儀式に勝る敬礼の存するあり、即ち勅語の実行是なり」と述べた。かくて「民心ノ統一」は達成されることになつた。

勅語があらゆる宗教教義、哲学理論を離れて倫理規範の形式のみを有した結果、その形式を埋める倫理的現実が要求された。それは、「我國の機軸」としての天皇への忠誠であつた。井上が如何に立憲主義を建前とする日本において、国民の良心の自由を守ろうとしても、当時の風潮であつた保守的反動、つまり復古主義、日本的伝統への愛着の心情は天皇・國体への忠誠に名を借りて良心的な国民の「良心の自由」を踏みつぶしていつたのである。

明治二十三年十月三〇日、教育勅語は宮中に参内した総理大臣、文部大臣に下賜された。

### 三、事件の発生—その経過と意義

明治二十三年当時の日本には、全国に七つの高等中学校があり、この七校に明治天皇の親署のある教育勅語がそれぞれ授与された。これを「拝受」し「奉読式」を挙行する際の事大主義の有様は、今日の想像を絶するものである。<sup>(18)</sup> 第一高等中学校(以後、一高と略)には明治二十三年十二月二五日に授与され、学生が文部省にもむいて受取つている。

これに先立つこと一カ月半、十一月三日に一高では天長節祝賀式が催され、天皇・皇后両陛下の御真影を「拝し奉」つた後、校長木下広次は教育勅語を次の如く学生に説明した。

此勅語は我國教育の基礎学制の大本にして決して学理学説と同一視すべきものにあらず若し之に違ふものはこれを我國民といふべからず万一本校職員或は生徒にして之に違へる行為あるときは校長素より寸毫之を仮借せざるべし……吾人は此勅語を措きて他に進むべき目のあるを知らず此勅語は実に吾人が諸君と与に依りて立つべき杖なり柱なり……<sup>(19)</sup>

井上は学説上の論争の対象となることを避けるために、特定の学理学説に依らずに勅語を考案した。しかし、ここにおいては勅語は学説を超越した存在、日本の教育の基礎、学制の大本にまで昇華せしめられ、人々が進むべき唯一の目的、信頼に値する唯一の精神的道徳的支柱へと發展していつたのである。地方官の要請はここに正しくかなえられ、為政者の意図

は、意図された水準以上に充足されたのである。教育勅語をめぐつて精神的な「統制波及の原理」が伸展したといえよう。(ただし、後にみる如く、木下校長は必ずしも保守的思想の持主ではなく、事件解決に執つた態度その他からして開明された思想の持主でもあつたようである。)

一高における教育勅語奉読式は明治二四年一月九日、倫理講堂で行なわれた。両陛下の御真影の前に勅語を「奉置」し、病氣欠席の木下校長に替つて教頭久原躬弦が「奉読」し、次に教員及び生徒五人ずつが宸署の前に来て、これに「奉拝」したのである。(20) ここでも明らかな通り、不敬事件は誤り伝えられている様な、内村が御真影あるいは勅語に礼拝しなかつたからではなく、教育勅語に署名された天皇のサインに宸署に礼拝することを躊躇して発生したのである。この間の事情はいわゆる「ベル書簡」にくわしい。いささか長いが引用してみよう。

日本東京小石川同心町六

一八九一年三月六日

親愛ナルベル様

コノ前貴下ニ書送シテ以来、我生涯ハ非常ニ多事ナルモノニ有之候、一月ノ九日ニ、小生ノ教ヘ居タル高等中学校ニテ教育ニ関スル勅語ヲ受領スル儀式有之候、校長ノ式辞ト右勅語ノ朗読ノ後、教員生徒ハ一人々々高壇ニ昇テ、勅語ニ附セラレタル皇帝ノ署名ニ、仏教ヤ神道ノ儀式ニ定メラレタルヤウニ我々ガ常ニ祖先ノ遺物ノ前ニオ辞儀スル如キ態度ヲ以テ、オ辞儀スルコトヲ求メラレシナリ、小生ハカ、ル見知ラヌ儀式ニ応ズルノ用意ハ全然ナカリキ、蓋シ事ハコノ学校ノ教頭ノ新發明ナリシガ故ナリ、小生ノ昇テオ辞儀スル順番ハ第三番目ナリシガ故ニ、ソノ事ニ就キ考フル時間ハ殆ド有セザリシナリ、ソレ故ニ疑ヒテ躊躇シ乍ラ、小生ハ小生ノ基督信徒ノ良心ニ取テ安全ナル方ノ途ヲ取レリ、而テ六十人ノ教員(皆ナ非基督信者ナリ、小生以外ノ二人ノ他ノ基督信徒教員ハ欠席シタレバナリ)ト一千人以上ノ生徒ノ威儀ヲ正シ居ル面前ニテ、小生ハ小生ノ立場ヲ取り、オ辞儀ヲ為サザリキ!ソレハ小生ニ取り怕ロシキ瞬間ナリキ……反基督教感情ハ校内ニ過去ニ於テ又タ現在ナホモ強ク、ソレガ國家トソノ元首ニ対スル不敬ノ非難ヲ、小生ニ対シ又タ小生ヲ通シテ基督信徒一般ニ対シテ持出ス正当ナル理由(彼等ノ想像スルガ如キ)ヲ見出シタルナリ、……事ハ校外ニ拡マリ、次デ新聞雜誌ガソノ反響ヲ取上

ゲタリ、新聞雜誌ハ中央地方トモニ小生ノ行為ニツキ種々ナル意見ヲ述ベタリ、概ネ勿論不賛成ナリ、式後一週間小生ハ小生ノ許ニ来レル数人ノ生徒教員ヲ迎ヘタリ、…小生ノ論法ト証明ハ彼等ヲ個人々々ニ沈黙セシムルニハ十分ナリシ、シカソ一団トナリシ彼等ノ忿怒ト僻見ハ鎮メ得ザリキ、…シカルニ無慈悲ナル世ノ中ハ戸外ニ荒レ狂ヘリ、彼等ハ学校ノ校長ヲソノ病床ヨリ呼び出シ、小生ノ事件ニ対シ満足ナル解決ヲ附ケントセリ、彼レ校長ハ小生ガ初メテ学校ニ関係シテ以来絶エズ善キ友人ナリキ、ソノ故彼ハ勸語ノ前ニオ辭儀ヲスルノ屈辱ヲ嘗ムルコトヲ小生ニ強フルコトナクシテ小生ヲ学校ニ引留メントシテ最善ヲ試ミタリ、…彼ハ非常ニ深切ナル手紙ヲ小生ニ書送シ、小生ノ良心ニ従ヘル行為ヲ是認シ又タ称讃シ、オ辭儀ハ皇帝ニ対スル礼拝ニハアラズシテ単ニ尊敬ニ過ギズト確ク信ズトテ、国民ノ習慣ニ従フコトヲ殆ソド小生ニ懇願セン許リナリキ、…ソノ手紙ハ小生ヲ動かシタリ、…オ辭儀ハ礼拝ノ意味ニアラズトハ、小生自身多年ノ間認メ来リシトコロナリ、コノ日本ニ於テハソレハ亜米利加ニテ帽子ヲ取ル以上ノ意味ナキコトシバ、ナリ、拒絶ニハアラズシテ躊躇ナリシ、良心ノ咎メナリシ、ソレガ小生ヲシテカノ瞬間ニオ辭儀ヲ否マシメシナリ、而シテ今ヤ校長ハソレガ礼拝ニアラザルコトヲ小生ニ確言シタル以上ハ、小生ノ良心ノ咎メハ取去ラレタリ、小生ハソノ儀式ハ寧ろ愚カナルモノト信ズト雖モ、学校ノタメ、校長ノタメ、而テ小生ノ生徒ノタメニ、小生ハオ辭儀ヲナスコトニ同意セリ、シカソ先ヅソノ事ニツキ基督信徒タル完全ナル態度ヲ自身確カムルタメ、小生ハ基督信徒ノ友人ノウチ四人ノ意見ヲ求メタリ、…小生ノ驚キシコトニハ彼等ハコノヤウナル問題ニツキテハ小生ヨリ更ニ寛大ナリキ、シカソ小生ノ肺炎ハマス、重態ニナリ居タリ、…事件全部ハ友人タチニ引渡サレタリ、而シテ小生ハモウ一度生死ノ闘ヒニ赴キシナリ、…小生ハ少シク力ヲ獲タリ、小生ハ日刊新聞ノ旧号ヲ持チ来ラシメタリ、シカルニ見ヨ！小生ノ名前ハ世上ノ議論ノ中心ナリキ、…小生ノ高等中学校トノ関係ハ既ニ断タレ居タリ、又タ小生ハスベテノ仕事ヲ奪ハレ居レルヲ発見セリ、…小生個人ノ問題ハ徐々ニ移リテ基督教对国家オヨビ皇室ノ関係テフ一般問題ト成レリ、「万国普通」ヲ教フル基督教ハ「個別ノ統一体タル国家」ノ存在ニ危険ナリト主張スル博識ノ人々アリ、…

内村は最初、「奉拝」を宗教的なものと解釈した。奉拝は自らが信ずるものに心底から湧き上がる畏怖と尊敬の念をもつて頭を下げることである。それ故、唯一神信仰を真に自己の問題としている内村にとつては、奉拝の対象は唯一絶対なる神のみである。彼には、宸署に対して敬意を表することはできても、奉拝・礼拝することのできぬのは明白であった。内村は前に引用した「ベル書簡」において、自分の壇上の行為は「拒絶ニハアラズシテ躊躇ナリシ、良心の咎メナリシ」といつ

た。「拒絶ニハアラスシテ」なる言葉は、内村自身の宸署に対する敬意を内に含ませており、且つ突然命ぜられた敬礼が宗教的なのではなからうかという疑念が「良心ノ咎メ」を引起して宸署敬礼を「躊躇」せしめたのである。この一連の行為によつて、天皇神格化、天皇への宗教的礼拝は本質的に否定されている。当然のことながら内村のかかる行為、意識は後の歴史を支配しなかつた。しかしこれがその後の天皇神格化の歴史を原理的にこの時点で拒否している点で、極めて意義深いものと評価される。

内村はこの「奉拝」が如何なる意味を有するか、学問的に省察する時間的余裕を有さなかつた。それ故、彼は瞬間的に自らの良心に基いて彼自身の信仰に沿つた行為（礼拝をするのではなく、頭を下げて敬意を表すること）をとつたのである。<sup>(2)</sup>内村の思想的傾向として、彼は前以つて一定の理想・目標を模索・追求し、しかる後に実践して自己の人格、思想を練磨する人ではなかつた。彼は自己の置かれたその場の状況に誠実に全身全霊をもつて対処し、その結果として自らの信仰的・思想的内容を豊潤なものとした。つまり、彼は自己の思想的発展を、思弁的・組織的思考によつて達成したのではなく、彼に迫りくる内外の現実<sup>(1)</sup>に真剣に対決し、自己の良心に基き決断することによつて成就してきた。それ故、彼にとつては、信仰仰、良心は生命そのものであり、何ものにも譲渡できぬ自己の現実<sup>(1)</sup>そのものであつた。

内村が宸署に敬意を表したことは事実らしく、一高「校友会雑誌」(3号)の中では「九日、勅語拝戴式を行ふ、式場は倫理室なり、此室に於て此式を行ふ、日本の臣民たるもの誰か感泣せざらんや、独怪むべし、本校教員内村鑑三氏は敬礼を尽さず、此神聖なる式場を汚せり」(傍点・筆者)とある。つまり、最敬礼ではなかつたのである。この短文においてすら、当時の人々(知識層)の勅語に対する態度が判別できよう。勅語は日本臣民をして感泣せしめる程、神聖にして貴重なものへと昇華し、臣民の心の中に重い比重を占めつつあつたのである。換言すれば、天皇にまつわる事物を神聖視する心情、エートスが日本人の心層に潜在し、教育勅語渙発はこのエートスを顕在化させたのである。あるいは又、勅語渙発は二〇年代から胎

動し始めた保守反動の機運に拍車をかけることになった。反キリスト教的潮流の湧き上がりもこの脈絡の中で把える必要がある。

これまでの記述で「良心」が大きな比重を占めていたことは明白である。内村は当時、カーライルの「クロムウェル伝」を耽読していたらしいが、この書物と良心による震署礼拝の躊躇を結びつけている点は、内村の感受性の豊かさ、決断の無準備の一回性という特質を示すものとして興味深い。明治四二年に回顧して曰く。

・カーライル著「クロムウェル伝」の余に及ぼせし感化に就ては余は之を叙するに足るの言辞なきを歎する。……余は之を得て何物をも忘れて読み続けた、余は之に由て自由と独立との愛すべく貴むべきを深く教へられた、而して読んで半ばに至りし頃、余は高等学校の倫理講堂に於て其頃発せられし教育勅語に向て礼拝的低頭を為せよと、時の校長代理学博士某に命ぜられた、然るにカーライルとクロムウェルとに心魂を奪はれし其当時の余は如何にしても余の良心の許可を得て此命令に服従することが出来なかつた。余は彼等の勸奨に由て断然之を拒んだ、吾等は國に反いて此事を為したのではない、良心の声を重じ、良心に反くのは國を欺くのであると信じたから此事を為したのである。(傍点・筆者)

内村にとつて、自由と独立が貴いものであることは、札幌独立教会形成において既に萌芽的に示されている。神と人間との人格関係を重視する福音信仰を与えられた彼にとつて、これは当然の帰結であつたといえよう。そして震署に対して「礼拝的低頭」を強いられた時、彼の良心はこれを許さなかつたのである。良心が全てであつた。良心は、内村の場合、自己にからみつく伝統を突き離して、自らの行動規範となつたのである。良心は何物にも替え難く、何物にも優さつて重いものとなつてくる。それ故、内村は次の如き悲痛な叫びをあげざるを得なかつた。

「吾等は國に反いて此事を為したのではない、良心の声を重んじ、良心に反くのは國を欺くのであると信じたから此事を為したのである」。我々はここに眞に國を愛する者の言葉(26)をみる。内村にとつては、個人・良心は國家に優るとも劣らない重みを有するものであつた。そしてこの良心は、個人と國家の關係を正しく吟味する媒介項であつた。それ故良心は國家に對す

る忠誠心の中核ともなるのである。内村が時代を超出していた点は、これである。彼においては、国家至上主義は全く存在せず、国家・天皇制は相対化されているのである。

良心を偽るということは、国家を偽ること以上に唯一絶対なる人格神を偽ることを意味した。勅語礼拝拒否は先ず神を偽ることの恐れ、神の掟（「わたしのほかに君は他の神々を持つてはならない」・出エジプト記二〇章三節。関根正雄訳・岩波文庫五九頁以下参照）に背くことの恐れから惹起されたのである。内村のこの行為は、日本の風潮に妥協的な当時のキリスト教界の姿勢と比較すれば、本質的に「対決」の契機を内包しているものである。<sup>(27)</sup>

良心の咎めによつて宸署礼拝を躊躇した内村も木下校長の意見（オ辞儀ハ皇帝ニ対スル礼拝ニアラズテ単ニ尊敬ニ過ギズ）と、同信の四人の友人達の<sup>(28)</sup>解釈を主体的に判断して自らも「オ辞儀」は礼拝ではないと確信し、ここに「良心ノ咎メハ取去ラレタ」ので「オ辞儀スルコトニ同意」したのである。（ただし、内村は病床にあつたので同じキリスト者である一高教授木村駿吉が代行了した）

内村のかかる態度変更を「不完全」「屈服」「敗北」と評する観方も存在する<sup>(29)</sup>。しかし、「宸署奉拝」躊躇が内村自身の「良心ノ咎メ」によるとすれば、「宸署敬礼」の非宗教性を自覚して「良心ノ咎メ」が消えた以上、内村が敬礼を仕直しても彼自身には内的首尾一貫性が存在するのである。「屈服」が内的首尾一貫性を曲げることと解すれば、内村のこの場合はそれに該当しないといえる。しかし、内村の判断（宸署敬礼は宗教的意味を有さずという）が如何に主観的には首尾一貫性を有するとはいえ、客観的には宸署敬礼あるいは御真影・勅語礼拝は宗教的意味を有して歴史的展開を始めていたのである。この観点に立つと、内村の敬礼再行は状況に対する冷静な洞察を欠いたものとみなされる<sup>(30)</sup>。

しかし敬礼再行で収まる程、この事件は簡単ではなかつた。肺炎で生死の境をさまよつた後に、内村が知つたことは一高依頼解囑であつた。<sup>(31)</sup>



## 四、事件をめぐる対立的思想

この事件に対する当局者の態度は明らかではない。しかし、それを側面から暗示するものとして、木村駿吉非職問題がある。木村はキリスト教を信ずる一高教授で、事件処理に活動したが、激昂した国家主義的學生は彼に対しても非難の矢を向け、文部当局は二月二三日、彼に非職を命じた。木村は自己の行動にやましい点を覚え、新聞に公開状を出し文部大臣に公明正大な処置を要求したが、黙殺された<sup>(34)</sup>。この黙殺を如何に解釈したらよいであろうか。当局に正当性を確信せしめるものが存在していれば、当局は堂々、所信を表明したであろう。政府当局者は、天皇制を軌道に乗せようとする自分達の努力をその初端から水泡に帰してしまふこの事件を処理するにあたり、正当性・合法性なくとも一教授の人格・良心を無視することは意に介さなかつたのであろうか。

「此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」とする賢明な井上毅の配慮により、宗教上の色彩を極力脱色せしめられた教育勅語は、渙発後わずか四カ月で天皇に対する崇拜の念によつて「宗旨上之争端」を引起したのである。井上のおそれたことは、別の予期せぬ素因によつて的中したのである。井上が「君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉セズ」と開明思想の一端をのぞかせたにせよ、圧倒的な国粹主義的時流はこれをも押し流してしまつたのである。

不敬事件を契機として、反内村的立場は反キリスト教に上昇し、問題はキリスト教界全体に関わるものとなつた。反キリスト教的立場は、内村の態度が不敬であるという感情的反発と共に、キリスト教が国体に適せぬと主張した。この時期に、帝国大学教授井上哲次郎は事件を知つてか知らずか、次の如く述べた。「耶蘇教の第一日本に適せぬ点は其十誠中先祖を崇拜せず忠孝の大倫を神に向てのみ有するが如き只管未来と天帝とを大切に現世を蔑視するが如き国家的觀念の乏しきが

如き誠に我國体国俗には有害無益なり……」。

時の最高知識人とみなされた者のキリスト教理解はこの程度のものであつた。ここでは「忠孝の大倫」と信仰が混同されている点で論理的脆弱さは決定的である。しかも、ヨーロッパの歴史が示す如く、神への信仰を有することと君主へ政治的忠誠を抱くことは、君主が臣下の信仰領域に介入し、信仰に反した命令を下さない限り、両立するものであつた。且つ又、キリスト教文化圏内においては君主は臣下の忠誠を確保するために自己に対する宗教的崇拜を必要としなかつた。

井上の右の論説では、国家価値Ⅱ国体が最高倫理として措定されている。この見解からすれば、「現世を蔑視」しないまでも国家Ⅱ天皇を究極価値とみなさないキリスト教は、「国家的觀念」も乏しい故に「国体国俗」に適合することは不可能である。

不敬事件に反応した人々の中、熱心且つ組織的に論を張つたのは、川合清丸であつた。

「夫れ我が邦の神と尊み仏と崇むるものは。本来宇宙の純靈にして。一毫の私なく。一分の滯なく。玲瓏と照り徹りて。而かも万徳円満なるものなり。されば天子の神仏に御拝礼在らせらるゝに当りてや。其の大御心が純粹無雜にして。一毫の御私もなく。一分の御滯もなく。徹上徹下。敬の一字に成り切らせられて。玉体の御中心より。八面玲瓏と透き徹らせ給はゞ。王座其の儘御神に坐ませり。御仏に坐ませり。此の大御心の外に神仏の心無く。神仏の心の外に大御心なし。我が皇室は直に此の国土万物を造化し給ふ造物主に坐ませり。我等が祖々先々より今日に至るまで。夜の守日の守に守り給ふ活神いさまに坐ませり。我等が子々孫々血統の統かん限りは。此の四苦八苦の荒海を濟度し給ふ活仏いさまに坐ませり。(傍点ふりがな・原文のまま)

ここには疑うことなき、天皇神が現在する。この現人神の「家」Ⅱ皇室が日本臣民を夜昼守護する故に、皇室に対する臣民の姿勢は単なる政治上の忠誠心を超越して、現人神に対する信仰と恩徳に対する感謝の心が中心とならねばならぬ。

そも／＼我が皇國は。何を以て成り立ちし國ぞ。一口に申さば。忠義の一心が天を貫き地を貫き。古を貫き今を貫きて。出来立ちたる國なり。言を易えて云はば開闢以來東海の表に独立し万国の上に卓出したるは。唯天子の御為には。何時にても命を捨つると云う忠義心

の然らしむる所なり。

…然れば則ち忠義心は我が日本の根軸にして。収も直さず國家の命脈なり斯る道理を以ての故に。此の忠義心を養成するもの。之を國學國教と云ふ。…之に反して此の忠義心を賊滅するもの。之を異學異教と云ふ。(傍点・原文のまま)

この国体主義によれば、政治における統治者・被治者の関係は、権力関係として冷静に考慮されるのではなくして、倫理道徳の観点から感謝の念をもつて畏視されなければならぬ。前に引用した川合の論説においては、政治的統治者たる天皇と被治者たる国民の關係に關し、政治の論理が内包されていないのである。それ故、この兩者の關係を規定し、維持するために、國民に対して政治の論理から演繹された「忠誠心」が要請されるのではなくして、現人神信仰が要求される。たとえ政治的君主としての天皇に対する忠誠心を有したとしても、現人神への信仰なき者はその背中に「不敬」の焼印が押されるのである。かくて非宗教的宗教たる国体思想によつて、明治憲法が保証した信教の自由は霧散していつたのであつた。

さて事件が内村非難からキリスト教攻撃に変わると、信徒の側からもそれに対する応答がなされた。<sup>(38)</sup>内村は当時病床にあり、その後の転地保養を要する神経衰弱のために、この事件に關して論理的意見の開陳をしていない。キリスト教徒の中、最も戦闘的・論理的に意見を發表したのは、植村正久<sup>(39)</sup>である。事件に關する思想的観点からみた植村の位置は、内村に優るとも劣らない。発禁となつた福音週報五〇号(明治二四年二月二〇日)において、植村は次の如くいう。

吾人へ今上陛下を尊敬す。陛下に対して、敬礼を表せずんばならず。其尊影に対し、勅語に対し、同一の精神に基づける敬礼をなしたればとて、其の智愚得失ハ暫らく置き。之を以て、偶像を拜するなり、十誠に背戾することとなりとは容易に断言すること能ハざるなり。

…吾人は新教徒として、万王の王なる基督の肖像にすら礼拝することを好まず。何故に人類の影像を拜すべきの道理ありや吾人は上帝の啓示せる聖書に対して、低頭礼拝することを不可とす、また之を屑とせず。何故に今上陛下の勅語にのみ拜礼をなすべきや。

植村は「敬礼」と「拝礼」を厳密に区別した。彼は天皇に対する「敬礼」は認めるにしても、キリストの像に対する「拝礼」は認めない。いわんや勅語においてをやである。そして植村は勅語、宸署に対する低頭は宗教的拝礼であると解釈した

のである。彼の思想は更に進展して次の如くなる。

皇上は神なり。之に向つて宗教的礼拝を為すべしと云はば是れ人の良心を束縛し奉教の自由を奪はんとするものなり、帝国憲法を蹂躪するものなり。吾輩死を以て、之に抗せざるを得ず。皇室と所謂神道とは抑も如何なる関係ありや。彼の神道とは如何なるものなるや賢所御参拝とは如何なるものぞ。毫も宗教の意義を包含するものに非るか。何ぞ其事の宗教と相類似するの甚々しきや。

ここでは、天皇制にまつわる宗教性が透視されていることは明白である。しかも反体制的な人々が、体制の根本である明治憲法を盾にして自己の立場を弁証し、抵抗の意を表したのは皮肉というべきであろう。これも、正当性と合法性が「反体制」の人々に有つたが故に、当然のことである。この抵抗の原理は、自然権、自然法に基くものではなく、主張者の熱心な信仰及び良心の自由から由来する点に特徴があるといえる。

植村は、当時の風俗の墮落に対する矯正としての勅語渙発に、否定的である。何故なら、徳育の方針に迷つている教員に徳育を委ねることは、盲人が盲人を導くのと同じであると、且つ「義務の念を鼓勵し、其の勢を助くるに」は宗教的熱情を必要とすると断言した。<sup>(4)</sup>

植村は、当時、国家主義的・愛国的教育の道具として高山彦九郎が挙げられていることに言及し、彼を「熱狂士」と定義し、更に曰く「帝室を基礎として、日本てふ国家を中心として、人類の道徳を養成せんと、欲するときは、其の弊や終に斯くの如き狂愚に陥らざるを得ず」(傍点・原文のまま)と断定した。「人類」なる普遍的存在に徳育をほどこすには偏狂なる愛国心、皇室尊重心ではなし得ず、常に普遍的宗教でなす必要があると、植村は主張したのである。ここにおいて、日本の国家主義的教育は本質的に否定されている。

明治以来の国家教育は人間性の開発・発展それ自身を目的としたものではなく、「富国強兵」「殖産興業」のための教育であつた。それ故、その教育観は一種の功利主義的教育と本旨とした。植村はここに批判的矢を集中する。その思想的根柢は

個人主義である。しかしこの個人主義はいわゆる自由主義思想から発するものではなく、キリスト教から由来する。キリスト教によれば、人間は何物にも替え難き靈魂の持主である。植村はこの個人人格の絶対不可侵の尊厳性から出発して、「国家、教会、家族は個人を利するの手段に過ぎず、国家、教会、家庭の標的ハ之より生ずる個人なりとは基督教の真理なり。」と断言してはばからない。

かかる開明思想は当然のことながら御真影の敬礼、勅語の拝礼にも批判の目を向ける。「吾人ハ今日の小学中等等に於て、行はるゝ影像の敬礼、勅語の拝礼を以て、殆んど兒戯に類することなりといわずんばあらず。憲法にも見えず、法律にも見えず、教育令にも見えず、唯当局者の痴愚なる、頭腦の妄想より起りて、陛下を敬するの意を誤まり、教育の精神を害し、……明治の昭代に不動明王の神符水天宮の影像を珍重すると同一なる悪弊を養成せんとす。吾人は敢て宗教の点より之を非難せず、皇上に忠良なる日本国民として、文明的の教育を賛成する一人として、人類の尊貴を維持せんと欲する一丈夫として、かかる弊害を駁撃せざるを得ず」。

ここには、キリスト教界の後の歴史が歩んだ国体思想への陥入はみられない。植村の姿勢は、憲法を換骨奪胎して神道を国教化しようとする明治政権に対する批判であり、「活神」思想を根幹とする日本の文化・天皇制に対する挑戦であった。

##### 五、「時」のあとに——結語にかえて——

内村の良心的態度、植村の開明思想、井上毅の開明官僚としての意識、これらはずいぶん当時の日本国民の広い層の中に共鳴盤を見出すことはできなかつた。国家主義的潮流は益々、内村の如き「個」に目覚めた者を押しつぶして、反対の方向に流れていった。彼が信仰に固く立ち、良心的であればある程、愛する日本との距離は遠のくばかりであつた。

僕ハ理解セザルベカラズ、政治的自由 (liberty) ト信教ノ自由 (freedom of conscience) トハ如何ナル国ニ於テモソノ献身セル子等ノ間ニ  
何カカ、ル試練 (破レシ家庭、衰ヘシ健康、甚ダシキ誤解、カクマデ愛スル国民ニ依ル迫害・筆者補) ナクシテハ購ハレザリシコトヲ、  
而シテ僕ハ神ガ僕ヲカ、ル重荷ヲ担フタメニ選ビ給ヒシコトヲ感謝スベキナラズヤ!

以後、内村は降りかかる患難を「試練」として受け止め、状況に触発され状況と自己を冷静に自覚しつつ、全力で事柄に  
対決していった。かくて内村は単なる「キリスト教伝道者の枠をはるかに越えた広い社会活動と深い内的な力によって、天  
皇制イデオログと最も激しく対決した明治中期の第一級の思想家<sup>(45)</sup>」となつていったのである。この「深い内的な力」は、  
預言者的実存としての内村が日本国を愛しつつも突き放して普遍的な神の目を通して、それに批判を加えた姿勢から生ずる  
ものであつた。

(1) 藤田省三「体制の構想」(近代日本思想史講座・筑摩書房・昭和三六年)一八五頁参照。(函書の出版年月の表記は、原本のまま。以下同じ。)

(2) 奥羽人民告諭 法令全書(明治二年)・九〇頁。

(3) 奥羽人民告諭に先立つこと一年、大久保は岩倉に宛てた大阪遷都の建白書の中で、これまで通り天皇が玉簾の中に在つて公卿のみ拜することができ  
る様な状態では「民之父母タル天賦ノ御職掌ニハ、大ニ乖戾シタル訳ナレハ、此根本、道理適當ノ御職掌定ツテ、初メテ内国事務ノ法起ル可シ」(明治  
元年一月三日、岩倉宛書簡。『大久保利通文書』第一・一九二頁—一九三頁)と述べている。

もつとも、この書簡には、「上下隔絶シテ其形今日ノ弊習」となつた天皇家になつて旧弊を切りすてる為に京都を棄て去つて、新たな政治体制、政  
治意識を形成しようとする大久保の「目覚めた」政治意識が顕著である。それ故、我々は、彼の如き開明政治家の意識の末端にかかる家族国家観的発  
想(天皇は日本国民の父母)が存在していることに注意したいのである。

(4) 天皇を父母とする家族国家を形成するためには官吏たるものは人民を道徳的に教化訓導することが急務となる。即ち「民政ハ治國ノ大本最モ至重ノ  
事トス……府藩県ト戮力協心教化ヲ広クシ風俗ヲ教クシ生業ヲ奨励シ撫育ノ術ヲ尽シ賑濟ノ備ヲ設ケ上下ノ情ヲ貫通シ以テ衆庶ヲシテ可令安堵」(傍点  
筆者。民部省規則・六七四号。法令全書(明治一年)・七九頁。

しかもここにおいては、道徳的に教化するばかりではなく、「上下ノ情ヲ貫通シ」て身分較差を除去して封建的殘滓を拭い去り、「衆庶」と天皇を情緒  
的に直結させて「衆庶安堵」の家族国家を形成することが要請されている。更に明治三年七月の「大教御趣意ノ儀」ではこの点が一層鮮明となる。

「大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正シクシ其職ヲ効シ以テ朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クコトナケレバ其心ヲ正シ  
クスル事能ハス政ノ以テ治ムル事ナケレハ其職ヲ効ス能ハス是教ト政ト相順テ行ハルル所以ナリ……天孫 皇大神ノ勅ヲ奉シ斯土ニ君臨シ之ヲ撫育シ玉

ヒンヨリ 列皇相承亦皆 大神ノ心ヲ以テ心ト為シ玉ハサルハナン…故ニ大教ヲ宣布スル者誠ニ能ク斯旨ヲ体認シ人情ヲ省テ之ヲ論撰シ 神賦ノ智識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ヲ敬シ其維新ノ隆治帰向セシムヘク候是政教一致ノ御趣意ニ候事」秋田沿革史・(ト)・明治三二年刊・一七九頁参照。

(5) 天皇制が日本の民衆の固有信仰を自己の枠内に取り込んだこと以外にも、そもそも明治国家はその発端からして宗教的色彩の濃厚な形態・本質を有した。明治維新は「王政復古」と称揚され、その典範は神武創業に求められた。神祇官制度の再興がその具体的表現であつた。明治元年三月一三日の太政官布告において「此度、王政復古神武創業ノ始ニ被レ為基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被レ遊候ニ付而者、先第一、神祇官御再興御造立ノ上…」と宣言された。かかる体質(エートス)は、「文明開化」が叫ばれ制度が西欧化されても、消滅するものではなく、国民の心情の底流として流れ続け、何かを契機として爆発的に表流におどりがつてくるものである。

(6) 尾佐竹猛「日本憲政史大綱」(上)(日本評論社、昭和十三年・二一九頁参照、開設された「待詔局」に仏教徒による、キリスト教攻撃の建白書が最も多かつた。

(7) 色川大吉「明治の文化」(岩波書店・一九七〇年刊)二七四頁以下参照。

(8) 渡辺幾治郎「教育勅語の本義と渙発の由来」(藤井書店・昭和十四年)二〇八頁以下参照。

(9) 藤田省三「天皇制国家の支配原理」(未來社・一九六六年)二二頁。

海後宗臣「教育勅語成立史の研究」(海後発行・昭和四〇年)三四二頁―三四五頁。

(10) 芳川顕正「教育勅語御下賜事件」(教育時論・明治四五年七月二五日号)参照。

(11) 海後前掲書・一四八頁。

(12) 倫理の大本の確立を要請した地方官の一員である芳川は、榎本が果さなかつた徳育問題決着のために起用されたのである。

渡辺前掲書・二五九頁以下参照。

海後前掲書・一五三頁以下、三四八頁以下参照。

(13) 元田永孚が明治の教育・道徳の世界に果した特異な位置に関しては、次のものにくわしい。海後宗臣「元田永孚」(文教書院・昭和一七年)一頁以下。海後宗臣「教育勅語成立史の研究」(海後発行・昭和四〇年)三四二頁―三四五頁。

彼が天皇の侍講として明治一年に進講した内容は、これまで我々がみてきた国体思想、家族国家観と同質である。「我が国は、天地開闢より、天祖の一君ましまして、臣民を統治し、子々孫々、万世窮りなし。故に天下の大道は、君臣に始まりて、万づの道理、皆此の君臣に包含せり。特に君の臣民を視る、我が子の如く、臣民の君を仰ぐこと、父母の如く、君臣、祖、孫、同氣一体相ひ契合凝結して離るべからず」(経筵御進講録・論語弟子入孝章、海後前掲書・一三〇頁参照)。そして日本は民主の国多き西欧とは異なり「我國は、彼の国と、建国の体を異にし、豊葦原の臣民は、皆 皇祖 皇宗の赤子にして、餓れば之に賜ふに食を以てし、寒ければ、之に賜ふに衣を以てし給ひしなれば、憲法を建てて、其の自由を与へ給ひ、民の権利は

皆君権にありて、君権は、君徳の勢力範圍を云ふなり。……我臣民たる者、賜ふ所の權利を拜取して、誰か敢て、君上に向ひて、民権を唱ふ者あるべけんや」(論語爲政首章・海後前掲書・二二九頁参照)と論断した。ここでは、家族國家観によつて個人人格が最高主権者の君徳の中に解消されていることが理解される。

儒學者元田は、当時の欧米模倣に危機感を抱き孔子の教を教育の基礎にしなければ、本末を誤ると主張した。かかる発想が基調となつて、明治一二年の「教學聖旨」(教學大臣)が結晶となる。

「教學ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓國典ノ大旨、上一般ノ教トスル所ナリ、……祖宗ノ訓典ニ基ツキ、道徳ノ學ハ孔子ヲ主トシテ……道徳才芸、本末全備シテ、大中正ノ教學天下ニ布滿セシメハ、我邦獨立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ。」元田においては、以上引用した諸文献から解かる如く、個人の確立、個人人格の國家からの獨立等の思想は存在しない。ただし、彼と同質の思想が當時の教育界、社會一般に支配的であつたのではない。むしろそれと對極的な要素が充溢していたが故の反発として、右のものが顕在化したのである。明治政權が共同体秩序原理にその基礎を置いたとはいへ、維新で秩序原理は混乱し、民権運動も高揚しつつあつた。教育界は欧米的風潮が隆盛であり、教育勅語渙発の後にそれを基に作製された修身教科書(明治三七年)すら、イギリス功利主義の色彩が濃厚であつた。「三田の文部省」は未だ健在であつたというべきであらう。石田雄「明治政治思想史研究」(未來社・昭和一九年)六頁以下参照。

(14) 井上毅伝記編纂委員會編「井上毅伝・史料篇第一」(國學院大學圖書館發行・昭和四一年)五一頁以下参照。

(15) 井上毅文書 B-1436(マイクロ・フィルムによる)。

(16) 國民の良心の自由、信教の自由に関する公的見解が示されているものとしては、憲法制定會議における「憲法説明」及び「參照」がある。清水伸「帝國憲法制定會議」(岩波書店・昭和十五年)五六九頁以下参照。

(17) 「文學博士井上哲次郎君に呈する公開狀」教育時論・明治二六年三月十五日(内村鑑三著作集第二卷・岩波書店・昭和二八年)一七頁。

(18) 小沢三郎「内村鑑三不敬事件」(新教出版社・一九六一年)四〇頁以下参照。この書は、不敬事件に関する基本的資料集である。

勅語奉読式に関する事大主義は渙発・御下賜の直後で感激したためでもあるうか、三年後の明治二七年には消失して次の如くなる。全国高等中学校長會議は文部大臣井上毅に勅語記念日に關して答申して曰く、

#### 八 勅語記念日

勅語記念日ニ関シテハ勅語ハ各校片時モ捧読講話ヲナシ生徒ノ常ニ服膺スル所ナルヲ以テ別ニ式日ヲ設ケテ紀念セシムルノ要ナク且前後ニ於テ日多ク爲ニ休日ヲ増ス等ノコトアルヲ以テ別ニ式日ヲ設ケテ紀念祭ヲ行ハザルコト(傍点筆者)。井上毅文書・B-2601。

休日が多くて教育の実効が上からぬから、これ以上休日を増やしたくないとでも、いいたいのであろうか。この答申書の最後に全国七つの高等中学校長の連署がある。第一高等中学校長心得として、久原躬弦の署名がある。彼は、内村批判の教員仲間の一人であつた。

(19) 一高「校友会雜誌」一号(明治三十三年十一月二六日)四〇頁。三頁以下に「團體論・天長節演說・教授小中村義象」として次の如き記述がある。「皇家は世々父の位におはしませし臣民は代々子の位に居る。世に我皇室と、臣民とは、父子の關係ありといふは、是なり」。民衆の水準においてはいざ



知らず、伝統主義の心情の知識層によつてかくの如き家族国家観が当時唱えられたつあつたことは記憶されてよいであらう。

(20) 官報・二二六〇号(明治四年一月十四日)一一〇頁参照。

(21) 「明治文化史」第六卷・宗教篇・三五四頁。

(22) 内村鑑三著作集第十八卷(岩波書店・昭和二年)二六五頁以下参照。

(23) この間の分析に関しては、中沢治樹「若き内村鑑三論」(待農堂書店・一九五八年)一〇一頁。その他、瞬間的決断の意味を重視する観方としては、

森有正「内村鑑三」(明治文学全集・39「内村鑑三集」・筑摩書房・昭和四年)三三二頁以下参照。

(24) 山本泰次郎訳補「内村鑑三一ベルにおくつた自叙伝的書翰」(新教育出版社・昭和四年)六一頁参照。

(25) 「読書余録」(聖書之研究・第一一三三号・明治四年十月号)(復刻版による)四三頁以下参照。

(26) 内村が欧米崇拜者ではなく、真に日本文化を受つた思想の持主であることを知るためには、彼の著作「余は如何にして基督教徒となりしか」(岩波文庫)一冊を読めば十分である。内村が愛国者であることは、非キリスト者も認めていた。その一端を物語るものとしては、横山喜之「第一高等中学校不敬事件の裏面—嘉納治五郎氏の義侠について—」(友愛書房・昭和三八年)を参照。その外、小沢前掲書・二八頁および一四四頁以下参照。

(27) 隅谷三喜男「近代日本の形成とキリスト教」(新教育出版社・昭和四年)二二〇頁以下参照。

(28) 内村はこの時、一高における教友、木村駿吉と中島力造、組合教会牧師・金森通倫、同・横井時雄に相談した。金森は「基督教新聞」(三九三号・明治四年二月六日)に「帝室及祖先に対する敬意」と題して次の如く述べた。「……天皇は我国の至尊吾人が主君なりされば其至尊を代表する真影に

対して敬礼を施し若くは、天皇の御先祖に対して敬礼をなすは毛頭宗教的の分子を含むにあらず……」。

(29) 最初の非難は、植村正久主筆の「福音週報」四九号(明治四年二月十三日)中、「内村鑑三氏」(四頁)、「世の所謂不敬事件について」(六頁—七頁)にある。内村はこの非難を「ベル書簡」で不当のものと解釈した。

(30) ただし中沢教授の評価(不敬事件そのものは……勅語と勅語に対するあのよくな礼拝形式を生み出した天皇制絶対主義のイデオロギーに対する批判を含むものではなかつた)(中沢前掲書・一〇三頁)は、明治四年当時には未だ天皇制絶対主義のイデオロギーは成熟していなかつた故に、いささか

酷面を有する。不敬事件は矢張り、「天皇制絶対主義のイデオロギーに対する批判」を原形的に含んでいた。

(31) 東京大学所蔵の内村の辞表は、素人目にも彼の筆によるものではない。しかしこの事実及び彼の意志によらぬ辞職は、事件の本質を変質せしむるものでもない。

(32) 木村駿吉の事柄に関しては、小沢前掲書一〇六頁以下参照。

(33) 当時、隆盛になりつつあつた保守主義は一高の学生にも信奉者が多かつたようだ。「日本評論」二四号(明治四年二月二五日)は三四一頁以下所収の「権威を重んずべし」において、一高当局が生徒の当事件での壮士的活動を制止せず適切な処置をとらなかつたことを非難した。その他では「福音週報」四九号(明治四年二月十三日)四頁以下所収の「老坂教会の大騒擾」参照。「福音週報」五〇号(明治四年二月一日)二頁参照。

(34) 小沢前掲書・一〇六頁以下参照。

- (35) 井上哲次郎、「欧洲に於ける梵語及仏教上の所見」(『数学論集六七篇・三〇頁』)。
- (36) 川合清丸「筆誅不敬賊臣」(承前)(『日本国教大道叢誌・三三三頁』)四二頁以下参照。
- (37) 川合前掲論文(前掲誌・三三二頁)・四一頁。
- (38) これに關しては、小沢前掲書・一五九頁以下参照。
- (39) 植村の思想的立場づけに關しては、京極純一「植村正久」(新教出版社・昭和四一年)・十六頁以下参照。尚、彼の政治思想に關しては、同書七四頁以下参照のこと。
- (40) 共同声明「敢えて世の識者に告白す」(郵便報知新聞・五五〇一号・明治二四年二月二日。あるいは福音週報・五一号・明治二四年二月二七日)共同声明者は、押川方義、植村正久、三並良、丸山通一、巖本善治の五人である。これは共同声明ではあるが、署名者の思想を表明したものとして扱ふことが許容されるし、全体の文脈も植村の思想と同一である故、ここに引用した。
- (41) 植村正久「徳義破壊の現状」(日本評論二二七号・明治二四年四月十日・六二頁以下参照。同じ内容を述べたものとしては、「十月三十日の勅語、倫理教育」(日本評論・十七号・明治三年十一月八日)(植村正久著作集【一】・新教出版社・一九六六年、二八七頁―二八八頁)。
- (42) 植村正久「基督のすがた―国家における基督―」(福音週報・五〇号・明治二四年二月二〇日・四頁―五頁)。
- (43) 植村正久「不敬罪と基督教」(前掲誌・二頁)。
- (44) 内村・ストラザース宛書簡(前掲著作集・二七四頁)。
- (45) 色川大吉「増補・明治精神史」(『黄河書房』一九六八年)三三三頁。

#### 後記

十七・八歳より内村の著作に親しんで以来、日本における内村の思想的立場は、常に筆者の関心をひく事柄であつた。この関心が同じ問題意識で理解されるとはいえ、西欧政治思想史を専門とする筆者にとつてはいささか場違いではあつたが、その関心をこのような形にまとめることとなつた。拙稿が生れるに當つては、東京教育大学の関根正雄教授を中心とする内村研究会(その成果が「内村鑑三」・清水書院)での多くの示唆が資するところ大であつた。資料・文献の所在に關して明治法制史の専門的見地から助言を賜つた本塾法字部の手塚豊教授に感謝の意を表したい。東京大学の明治新聞雑誌文庫の閲覧において示された、東京大学の松田智雄教授の御好意、各種の資料に關して、ベリカン書店店主の品川力氏の与えられた御高配に感謝する次第である。